

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第2期中期目標 (原案)

第1期中期目標	第2期中期目標 (原案)	考え方等
<p>前 文 <u>医療は、県民が地域で安心・安全に日々生活をしていく上で不可欠であり、その確保は極めて重要な課題であります。そのため、県では、県内医療機関の中核的病院として県立病院を設置し、他の医療機関では対応が困難な高度又は特殊な医療を提供することを通じて本県の地域医療の確保の一端を担うとともに、県内医療水準の向上に寄与してきました。</u> <u>しかしながら、今日、わが国においては、必要な医師が確保できないことなどに起因して地域医療の存続が大きく揺らいでいます。本県も同様の状況に置かれており、地域医療の確保は、早急に対応すべき課題となっております。</u> <u>このような状況の中、地域医療の確保に向けた様々な期待に応えて、県立総合病院、県立こころの医療センター及び県立こども病院は、地方独立行政法人制度の特徴を活かし、県立病院機構が運営する県立病院として中期目標の達成に向けた取組を始めることとなります。</u> <u>この中期目標は、県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療を確固たるものとすべく、県立病院として以下の項目に真摯に取り組むことを通じて、県立病院が本県における高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であるとともに、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たしていくことを強く求めるものであります。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。 <u>卒後臨床研修プログラムや就労環境の充実などを通じて医師の確保と育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣に協力すること。</u> 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。 	<p>前 文 <u>地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下、「県立病院機構」という。）は、平成21年度の法人設立以降、県立3病院（県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院）を運営し、他の医療機関では対応困難な高度・専門医療等を提供するとともに、公的医療機関への医師の派遣を行うなど、本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献してきました。また、経営面においても、4年連続で経常収支が黒字となり、健全な病院運営が続いております。</u> <u>しかしながら、急速に進む少子高齢化や医療技術の進歩、県民の医療に対する意識やニーズの変化など、医療を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。</u> <u>このようなことから、平成26年度から始まる第2期中期目標期間においては、県立病院機構が、第1期中期目標で求められた高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野における第一級の病院であり、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすという基本的な役割を継続しつつ、更にその機能を強化して、県民の医療に対するニーズに応え、安全で質の高い医療を提供することが求められています。</u> <u>この中期目標は、第2期中期目標期間における県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療の確保や向上のため、県立病院機構が以下の項目に真摯に取り組み、目標が実現されることを強く求めるものであります。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。 <u>医師の育成及び確保に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。</u> 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。 	<p>考え方等</p> <p>以下の1～5は基本的な取組内容を記載</p> <p>【第1期と同じ】</p> <p>充実・強化</p> <p>【第1期と同じ】</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第2期中期目標 (原案)

第1期中期目標	第2期中期目標 (原案)	考え方等
<p>5 県内の公立病院に対して、改革へ向けた効果的な方策や具体的な手法を示すなど改革の魁さきがけとして公立病院改革の道標の役を率先して果たすこと。</p>		<p>【削除】 第1期公立病院改革プランが平成25年度に終了</p>
<p>第1 中期目標の期間 県立病院機構の本中期目標の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 中期目標の期間 県立病院機構の本中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>法人の主体性、自律性を発揮させ、成果を期待するため、第1期同様の5年間とする。</p>
<p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう、情報発信すること。</p> <p>1 医療の提供 医療機関として求められる基本的な診療姿勢や県立病院が担う医療を明確にし、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1) 基本的な診療姿勢 診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。</p> <p>(2) 県立病院が担う役割 県内医療機関の中核的病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供すること。</p> <p>(3) 県立病院が重点的に取り組む医療 <u>がん、脳卒中、急性心筋梗塞、精神疾患などの医療、救急医療、周産期医療及び小児医療の分野における高度医療又は急性期医療に取り組むこと。</u>また、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供すること。</p>	<p>第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項 県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むとともに、<u>多様化する県民の医療ニーズへの対応に努めること。</u>また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう、情報発信すること。</p> <p>1 医療の提供 医療機関として求められる基本的な診療姿勢や県立病院が担う医療を明確にし、<u>他の医療機関との機能分担や連携のもと</u>、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1) 基本的な診療姿勢 診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。</p> <p>(2) 県立病院が担う役割 県内医療機関の中核病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供すること。<u>また、医療技術の進展等に対応し、高度・専門医療等の更なる充実・強化に努めること。</u></p> <p>(3) 県立病院が重点的に取り組む医療 <u>県立総合病院においては、3大疾患（がん、脳血管疾患、心疾患）を中心に高度・専門医療や急性期医療等を提供するほか、救命救急センターにおいては、広域的な救急医療への対応を図るとともに、広範囲熱傷等の特殊疾病患者に対する高度な救命医療の提供する高度救命救急センターの指定を目指し、救急医療体制の充実・強化を図ること。</u> <u>県立こころの医療センターにおいては、精神科救急・急性期医療の提供や他の医療機関では対応困難な治療の実施及び司法精神医</u></p>	<p>【第1期と同じ】</p> <p>先進医療機器等の導入を含む高度・専門医療等の充実・強化</p> <p>○病院毎に重点的に取り組む医療を記載 ○第2期での追加 (総合) ・救急救急センターがない志太榛原・富士医療圏への対応や全県をカバーする高度救命救急センターの指定を見据えた、広域的な救急医療への対応</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第2期中期目標 (原案)

第1期中期目標	第2期中期目標 (原案)	考え方等
	<p><u>療の充実を図ること。</u> 県立こども病院においては、小児重症心疾患患者やハイリスク胎児・妊婦、新生児に対する高度・先進的医療の提供や小児がん拠点病院としての機能強化、高度な小児救急医療の充実及び児童精神分野の医療の充実を図るなど、小児全般の高度医療を推進すること。</p> <p><u>さらに、県立3病院は、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供するとともに、精神科における他科疾患の合併症、周産期医療における産科合併症以外の合併症の対応など、一病院では対応が困難な分野においては、県立3病院のそれぞれの特性を生かし、相互に連携をとり、適切な対応を図ること。</u></p> <p><u>また、患者の在宅への移行が順調に進むよう、地域の医療機関等との連携を図り、相談支援体制の充実や退院後のフォローアップの実施に努めること。</u></p> <p><u>その他、認知症や発達障害への対応など新たな課題に取り組むとともに、今後の疾病構造や県民の医療ニーズの変化等に対応し、県が求める政策医療に協力すること。</u></p>	<p>(こども)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の小児がん拠点病院指定を目指した機能強化 ・小児救急医療の充実 <p>(3病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一病院では対応が困難な分野（精神科と他科との合併症、産科合併症以外の合併症）へ3病院の連携による対応 ・患者の在宅移行支援への取組 ・今後の疾病構造や県民の医療ニーズの変化等に対応し、県が求める政策医療に協力
<p><「3 医療に関する調査及び研究」と順序入れ替え></p> <p><第3-5から項目移動></p>	<p>2 医療に関する技術者(医師、看護師及びその他の医療従事者)の研修を通じた育成と質の向上</p> <p><u>優秀な医師、看護師等医療従事者を確保し、育成するため、魅力ある病院として、これら医療従事者から評価され選ばれるよう、研修機能の充実・強化を図ること。</u></p> <p><u>また、国内外との交流による研修の充実に努めること。</u></p> <p>(1) 医師の卒後臨床研修等の充実・強化</p> <p><u>医師の卒後臨床研修や専門研修の受入れ体制の充実・強化を図り、優秀な医師の確保及び育成に努めること。</u></p> <p><u>また、看護師及びその他の医療従事者の資質向上のため、研修の充実を図るとともに、看護師養成施設等からの実習生受入れなど、県内の看護師の養成に協力すること。</u></p> <p>(2) 就労環境の向上</p> <p><u>優秀な医療従事者を確保するため、働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、ワーク・ライフ・バランスの確保や職員の精神面を含めた健康保持に配慮し、就労環境の向上を図ること。</u></p> <p>(3) 知識や技術の普及</p> <p>県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術を積極的に普及させること。また、医療従事者の養成に協力すること。</p>	<p>医師に対する研修の充実・強化による優秀な医師の育成・確保</p> <p>看護師等の資質向上や看護師養成施設等からの実習生受入れ等、県内の看護師の養成へ協力</p> <p>医療従事者の働きやすい環境を整備するため、「ワーク・ライフ・バランスの確保、職員の健康への配慮」を追加(H25.2 評価委員会意見)</p> <p>【第1期と同じ】</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第2期中期目標 (原案)

第1期中期目標	第2期中期目標 (原案)	考え方等
<p>2 医療に関する調査及び研究 <u>本県の医療水準の向上や県民の健康意識の醸成が図られるよう、調査及び研究に取り組むこと。</u></p> <p>(1) 診療等の情報の活用 診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。</p> <p>(2) 県民への情報提供の充実 公開講座や医療相談などを通じて調査及び研究の成果を県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。</p> <p>(3) 産学官連携等への協力 富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトなど、治験や産学官の連携による研究開発事業に積極的に協力すること。</p>	<p>3 医療に関する調査及び研究 <u>医療に関する調査及び研究を行い、県立病院が提供する医療の高度化や本県の医療水準の向上を図ること。</u></p> <p>(1) 研究機能の強化 <u>臨床研究機能の強化に取り組むこと。また、富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトなど、治験や産学官との連携による研究開発に取り組むこと。</u></p> <p>(2) 診療等の情報の活用 診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。</p> <p>(3) 県民への情報提供の充実 公開講座や医療相談などを通じて調査及び研究の成果を県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。</p>	<p>・臨床研究機能の強化 ・(1)～(3)の記載順序の変更</p> <p>【第1期と同じ】</p>
<p>3 医療に関する技術者の研修 <u>優秀な医療従事者の確保と育成を図るため、国内外との交流を含め、研修の充実に努めること。</u></p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実 <u>医療の高度化に対応した優秀な医療従事者を確保及び育成するため、医療従事者に評価され、選ばれる病院となるよう研修の充実に努めること。</u></p> <p>(2) 医師の卒後臨床研修等の充実 <u>特に医師不足に対応するため、より多くの医師を県立病院に確保及び育成し、県内の医療機関への定着の契機となるよう、医師の卒後臨床研修や専門研修の充実に努めること。</u></p> <p>(3) 知識や技術の普及 県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術を積極的に普及させること。また、医療従事者の養成に協力すること。</p>	<p><「2 医療に関する技術者(医師、看護師及びその他の医療従事者)の研修を通じた育成と質の向上」と順序入れ替え></p>	

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第2期中期目標 (原案)

第1期中期目標	第2期中期目標 (原案)	考え方等
<p>4 医療に関する地域への支援 <u>県民の安心・安全を守るためには地域医療の確保が不可欠であることから、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</u></p> <p>(1) 地域医療への支援 <u>遠隔診断の実施、高度医療機器の共同利用の促進など、地域医療の確保と連携への支援を行うこと。</u></p> <p>(2) 公的医療機関への医師の派遣協力 <u>県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派遣に積極的に協力すること。</u></p> <p>(3) 社会的な要請への協力 <u>県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。</u></p>	<p>4 医療に関する地域への支援 <u>本県の地域医療の確保のため、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</u></p> <p>(1) <u>本県の医師確保対策における役割</u> <u>県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。</u></p> <p>(2) 地域医療への支援 <u>高度医療機器の共同利用の促進、他の医療機関等との医療情報のネットワーク化など、地域医療との連携を進め、地域医療の確保への支援を行うこと。</u></p> <p>(3) 社会的な要請への協力 <u>県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。</u></p>	<p>・これまでの公的医療機関へ医師派遣に加え、県と協働した本県の医師確保対策への取組</p> <p>・(1)～(3)の記載順序の変更</p> <p>【第1期と同じ】</p>
<p>5 災害等における医療救護 <u>県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</u></p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 <u>災害等に対する日頃の備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</u></p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 <u>他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。</u></p>	<p>5 災害等における医療救護 <u>県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</u></p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 <u>災害等に対する日頃の備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。特に、県立総合病院は、基幹災害拠点病院として、県内の災害時医療の中心的役割を果たすことができるよう機能強化を図ること。また、県立こころの医療センターは、災害時における精神医療分野の、県立こども病院は、災害時における小児医療分野のそれぞれにおける基幹的役割を果たすこと。</u></p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 <u>他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。</u></p>	<p>【第1期と同じ】</p> <p>・県立総合病院の基幹災害拠点病院としての機能強化</p> <p>・こころの医療センター、こども病院の災害時における、それぞれの医療分野での基幹的役割</p> <p>【第1期と同じ】</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第2期中期目標 (原案)

第1期中期目標	第2期中期目標 (原案)	考え方等
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図ること。</p> <p>1 簡素で効率的な組織づくり 医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織づくりを進めること。</p> <p>2 効率的な業務運営の実現 県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果的で効率的な業務運営の実現を図ること。</p> <p>3 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。</p> <p>4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成 業務改善に向けて、職員の意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。</p> <p>5 就労環境の向上 優秀な医療従事者を確保するため、職員にとって働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図ること。</p> <p>1 簡素で効率的な組織づくり 医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織体制を確立すること。</p> <p>2 効率的な業務運営の実現 県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果的で効率的な業務運営の実現を図ること。</p> <p>3 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。</p> <p>4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成 業務改善に向けて、職員の意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。</p> <p style="text-align: center;"><第2-3-(2)へ項目移動></p>	<p>【第1期と同じ】</p> <p>【第1期と同じ】</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。 <u>また、安定した経営を継続していくために、中長期的な財政運営の健全化や経営基盤の強化を図ること。また、医療施設や機器の整備については計画的に実施するとともに、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じ、機動的な対応を行うこと。</u></p>	<p>数値目標 【第1期と同じ】 第1期は黒字となったが、第2期は消費税率改定への対応や、診療報酬改定等不確定要素が多いため、目標数値は現状維持</p> <p>・第2期は上記のとおり不確定要素が多いため、中長期的な財政運営の健全化を図り、経営基盤を強化し、安定した経営を継続 ・医療施設・機器については、更新時期等を見据え、計画的な整備が必要 また、県民の医療ニーズや医療技術の進展に応じ、機動的に対応</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第2期中期目標 (原案)

第1期中期目標	第2期中期目標 (原案)	考え方等
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p> <p>また、<u>県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展など、環境の変化に対応し、必要に応じ、事業の見直しを行うこと。</u></p>	<p>必要に応じて、事業の見直しを行うことを明記</p>